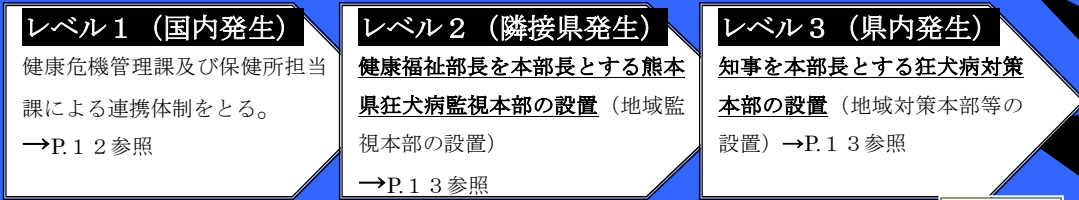


# 狂犬病（疑い）発生時対応の概要図

## ステージ3（発生時）



発生

陽性

## ステージ2（疑い発生時）

疑い

有り

確定診断

国立感染症研究所  
〈検査方法〉  
・直接蛍光抗体法  
・RT-PCR法  
・ウイルス分離法等  
→P.40～45参照

無し

平常時予防体制へ

陰性

【情報管理・マスコミ対応・危機管理体制の設置準備】  
地域振興局、保健所との連携開始。県獣医師会等外部関係機関との調整等。

## ステージ1（平常時）

### 1. 予防法規定事務の実施

- (a) 飼い犬の登録・狂犬病予防注射の実施（法第4条、5条）  
義務者：犬の所有者、市町村
  - (b) 予防員による徘徊犬の抑留（法第6条）  
義務者：予防員、技術員
  - (c) 動物の輸入・輸出検査（法第7条）  
義務者：検疫官（農水省）
- ※ その他、港湾等からの不法入国犬の監視等、関係機関と連携し、国内発生を予防する。  
→P.9、10参照

### 2. 疑い動物の発見時(対応例)

- |  |  |
|--|--|
| <p>(a) 現地保健所（予防員）対応事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発見者からの状況聴取</li> <li>② 健康危機管理課への報告</li> <li>③ 発見者への指示（動物の保管・管理、隔離、移動禁止、殺害禁止等）</li> <li>④ 動物の観察</li> <li>⑤ 疫学調査の実施</li> </ul> | <p>(b) 健康危機管理課対応事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健環境科学研究所に採材、及び検体送付の依頼</li> <li>② 国への報告、及び保健所から依頼があった場合、確定診断の依頼</li> <li>③ 隣接他県（庁内関係部署、市町村等）への通報</li> <li>④ 県獣医師会等関係団体への連絡</li> </ul> <p>→P. 11～17、20～39参照</p> |
|--|--|

### 3. 「陽性」だった場合の対応

- (a) 国の対応
- ① 国は国立感染症研究所からの報告を県及び隣接以外の県に通知し、調整会議を設置する。
  - ② 外部機関への協力の要請
  - ③ 中央対策本部の設置  
報道、現状把握及び分析、構成団体間の連絡調整及び法的措置の検討等を行う。→P.46～参照
- (b) 県の対応
- ① 国からの通知を受けた後、関係機関、団体及び近隣県へ連絡する。
  - ② 熊本県狂犬病対策本部、及び地域狂犬病対策本部を設置し、国の中央連絡会議との調整のもと、次の事務を実施する。  
[ i. 報道 ii. 犬の係留命令等 iii. 現状把握・分析 iv. 中央対策本部・近隣他県への報告 v. 関連部局・団体間の連絡調整 vi. 関連部局・団体間との協力 vii. 疫学調査の指示 viii. 法的措置実施についての中央対策本部との協議・決定 ] →P.49～参照
- ※ 地域対策本部では、以下の事務を実施する。  
[ i. 疫学調査 ii. 調査結果等報告 iii. 住民への啓発・指導 iv. 感染動物の隔離 v. 法的措置の実施 vi. 汚染設備・物品等の洗浄・消毒の指示 ] →P.52～参照